

○勤労者財産形成促進法施行規則（昭和四十六年労働省令第二十七号）
勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（福利厚生会社の範囲）	（福利厚生会社の範囲）
第二十四条 法第九条第三項の厚生労働省令で定める法人は、次の各号のいずれかに該当する法人とする。	第二十四条 法第九条第三項の厚生労働省令で定める法人は、次の各号のいずれかに該当する法人とする。
一 次のいずれにも該当する法人（次号の規定により厚生労働大臣の登録を受けた法人を除く。）	一 次のいずれにも該当する法人（次号の規定により厚生労働大臣が指定する法人を除く。）
イ （略）	イ （略）
ロ 当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者に対する住宅の建設又は購入のための資金の貸付けの業務（以下「住宅資金の貸付けの業務」という。）については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて経理していること。	ロ 当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者に対する住宅の建設又は購入のための資金の貸付けの業務（以下この条において「住宅資金の貸付けの業務」という。）については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて経理していること。
二 当該法人に出資する事業主及び当該法人に出資する事業主団体の総数又は当該法人に出資する事業主若しくは当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主に雇用される労働者の総数の合計数が相当程度以上である法人であつて、厚生労働大臣の登録を受けたもの（以下「登録福利厚生会社」という。）	二 当該法人に出資する事業主及び当該法人に出資する事業主団体の総数又は当該法人に出資する事業主若しくは当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主に雇用される労働者の総数の合計数が相当程度以上である法人であつて、次に掲げる要件を満たすものとして厚生労働大臣が指定するもの

(削る)

イ 主として住宅資金の貸付けの業務を行つて、毎会計年度において、当該会計年度の前会計年度における当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者に対する住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額の当該前会計年度における住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額に占める割合が、おおむね百分の五十以上であること。

ロ イに掲げる住宅資金の貸付けの業務を、健全に運営するに足りる経営基盤を有し、安定的にかつ継続して行つものであること。

ハ 前号ロに掲げる要件

二 当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者に対し、転貸貸付けに係る住宅資金の貸付けを行うに当たつて第二十二条第一号に規定する措置を講ずるものであること。

(登録)

第一十四条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項

を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 資本金の額、基金の総額又は出資の総額
- 三 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

(新設)

第一十四条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項

を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 資本金の額、基金の総額又は出資の総額
- 三 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 役員の氏名及び略歴を記載した書類

三 申請の日の属する事業年度の前事業年度において当該法人に出資する事業主及び当該法人に出資する事業主団体の总数又は当該法人に出資する事業主若しくは当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主に雇用される労働者の总数の合計数を記載した書類

四 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

五 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

六 現に行つてゐる業務の概要を記載した書類

七 その他参考となる事項を記載した書類

(欠格条項)

第二十四条の三 次の各号のいづれかに該当する者は、第二十四条第一号の登録を受けることができない。

一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十四条の十の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに前二号のいづれかに該当する者が

ある者

(登録基準)

第二十四条の四 厚生労働大臣は、第二十四条の二第一項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 主として住宅資金の貸付けの業務を行う法人であつて、毎会計年度において、当該会計年度の前会計年度における当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者に対する住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額の当該前会計年度における住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額に占める割合が、おおむね百分の五十以上であること。

二 前号に掲げる住宅資金の貸付けの業務を、健全に運営するに足りる経営基盤を有し、安定的にかつ継続して行うものであること。

三 第二十四条第一号ロに掲げる要件を満たしていること。

四 当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者に対し、転貸貸付けに係る住宅資金の貸付けを行つて第二十二条第一号に規定する措置を講ずるものであること。

2 登録は、福利厚生会社登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の名称、所在地及び代表者の氏名

三 登録を受けた者が住宅資金の貸付けを行う主たる事業所の名称
及び所在地

(登録の更新)

第二十四条の五 第二十四条第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けること、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(変更の届出)

第二十四条の六 登録福利厚生会社は、第二十四条の二第一項各号に掲げる事項について変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(業務の休廃止)

第二十四条の七 登録福利厚生会社は、住宅資金の貸付けの業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十四条の八 登録福利厚生会社は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

2 登録福利厚生会社に出資する事業主及び事業主団体並びに当該事業主及び当該事業主団体の構成員である事業主に雇用される労働者その他利害関係人は、登録福利厚生会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号又は第四号の請求をするには、登録福利厚生会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の

閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該

電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のはずれかのものにより提供することとの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確實に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したもの交付する方法

(適合命令)

第二十四条の九 厚生労働大臣は、登録福利厚生会社が第二十四条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録福利厚生会社に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべき」とを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十四条の十 厚生労働大臣は、登録福利厚生会社が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて住宅資金の貸付けの業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第二十四条の二第一号又は第二号に該当するに至つたとき。
- 二 第二十四条の六から第二十四条の八第一項までの規定に違反したとき。

- 三 正当な理由がないのに、第二十四条の八第一項の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により登録を受けたとき。

(報告の徵収)

第二十四条の十一 厚生労働大臣は、住宅資金の貸付けの業務の適正な実施を確保するため必要な限度において、登録福利厚生会社に対し、住宅資金の貸付けの業務の事務又は経理の状況に関する報告をさせることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年二月二十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の労働者財産形成促進法施行規則（次項において「新令」という。）第二十四条第二号の登録を受けようとする者は、この省令の施行前においても、その申請を行うことができる。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の労働者財産形成促進法施行規則第二十四条第二号の指定を受けている者は、この省令の施行の日に新令第二十四条第二号の登録を受けた者とみなす。